

資 料 2

現行計画と現状について



SDGs 未来都市 こまき

こども夢・チャレンジNo.1都市宣言のまち



基本理念と重点施策

基本理念

支え合い、ともにくらせるまち

基本目標

1 権利を守ります

2 生活を守ります

3 就労を支援します

4 療育を支援します

5 地域医療を確保します

6 社会参加を促進します

7 環境を整備します

8 相談支援を充実します

重点施策

① 権利擁護支援の推進

② 地域生活支援拠点の整備

③ 相談支援体制の充実



重点施策 ① 権利擁護支援の推進

第3次計画の概要（抜粋）

- 近隣市町と共同して権利擁護支援センターを設置し運営します。
- 権利擁護支援センターを「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の中核機関として位置づけます。
- 権利擁護支援センターは、主に権利擁護に関する相談支援、利用支援、普及啓発等を行います。
- 市民後見人の養成なども、体制を整備しながら段階的に実施していくこととします。



重点施策 ① 権利擁護支援の推進

現状

平成30年4月

小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町で
「尾張北部権利擁護支援センター」を共同設置

平成31年4月

「尾張北部権利擁護支援センター」を中核機関
として位置づけ

令和4年3月

「小牧市成年後見制度利用促進計画」を策定

令和4年4月

「尾張北部権利擁護支援地域連携ネットワーク
協議会」を設置

令和5年（予定）

「市民後見人養成事業」を開始予定





重点施策 ① 権利擁護支援の推進

現状



小牧市成年後見制度利用促進計画

基本理念

認知症になっても障がいがあっても
安心して自分らしく地域で共に暮らせるまちづくり

基本施策

- 1 普及啓発の推進・研修事業の拡充
- 2 後見候補者の確保、育成
- 3 広域を生かし、地域に根ざした権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- 4 権利擁護支援のための地域連携協議会の設置

指 標

尾張北部権利擁護支援センターへの障がい者の権利擁護に関する相談人数

年度	H30	H31	R2	R3
相談人数	23人	27人	35人	77人

※小牧市民からの相談実績



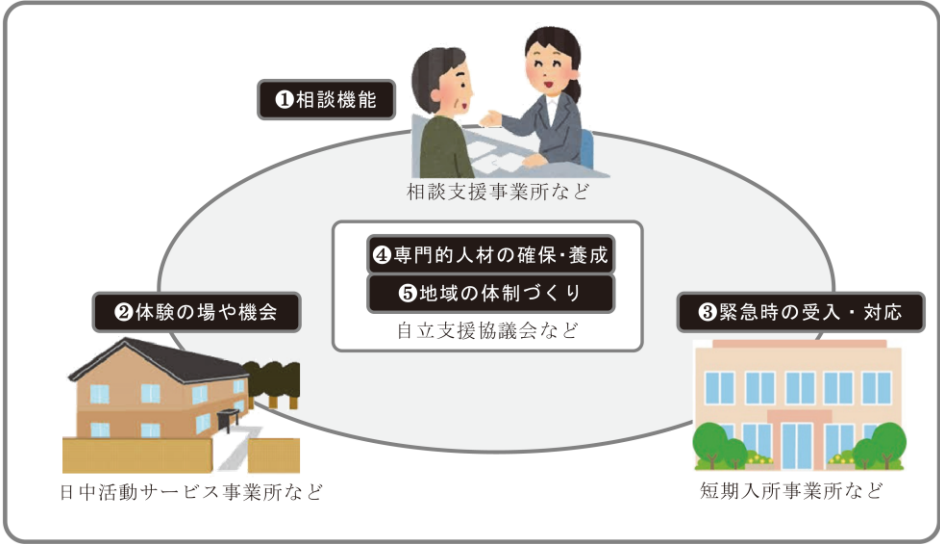
重点施策 ② 地域生活支援拠点の整備

第3次計画の概要（抜粋）

- 複数の機関が分担し、連携して機能を担う体制の整備（面的整備）を推進します。
- 緊急時の受け入れについては、市内の入所施設と連携しながら、受け入れ体制の構築を図ります。

地域支援拠点の機能

- | | |
|---|-------------|
| 1 | 相談機能 |
| 2 | 体験の場や機会 |
| 3 | 緊急時の受入・対応 |
| 4 | 専門的人材の確保・養成 |
| 5 | 地域の体制づくり |





重点施策 ② 地域生活支援拠点の整備

現状

第3次小牧市障がい者計画		
機能	整備状況	詳細
① 相談機能	済	市内5事業所へ相談支援事業を委託し、相談体制を整えています。
② 体験の場や機会	済	グループホームを活用することにより、体験の機会・場を提供しています。
③ 緊急時の受入・対応	未	
④ 専門的人材の確保・養成	済	自立支援協議会において、各種研修を実施することにより、相談員および支援員等のスキルアップを図っています。
⑤ 地域の体制づくり	済	自立支援協議会および各連絡会において、地域の課題の抽出と体制づくりについて検討しています。



現 状		
整備状況	詳 細	
済	● 令和元年	相談支援事業所を1事業所追加
	● 令和5年	基幹相談支援センターを設置予定
済	● 令和3年	自立支援協議会において、「共同生活支援事業所意見交換会」を開催
<u>済</u>	● 平成31年	入所施設と小牧市障害者短期入所事業委託契約を締結
済	●	自立支援協議会において、各種研修を継続的に実施。
済	●	自立支援協議会および各連絡会において、地域での支援体制づくりについて継続的に検討

指 標	地域生活支援拠点の整備		
	年度	H30	R3
	整備状況	0 か所	1 か所



重点施策 ③ 相談支援体制の充実

第3次計画の概要（抜粋）

- 障害者基幹相談支援センターの設置を検討します。
- 障害者相談支援専門員等の質の向上を目指した研修の開催等により、相談支援事業者の人材育成を促進するなど、市内の相談支援体制の充実を図ります。
- 市内5か所の事業所において一般相談支援を行います。

現状

令和元年	一般相談支援事業所を5か所から6か所に変更。
令和3年	自立支援協議会の相談支援事業所連絡会の運営方法を変更。 ※委託相談支援事業所連絡会・特定相談支援事業所連絡会を毎月開催し、事例検討や研修会を充実。
令和5年	基幹相談支援センターを設置予定

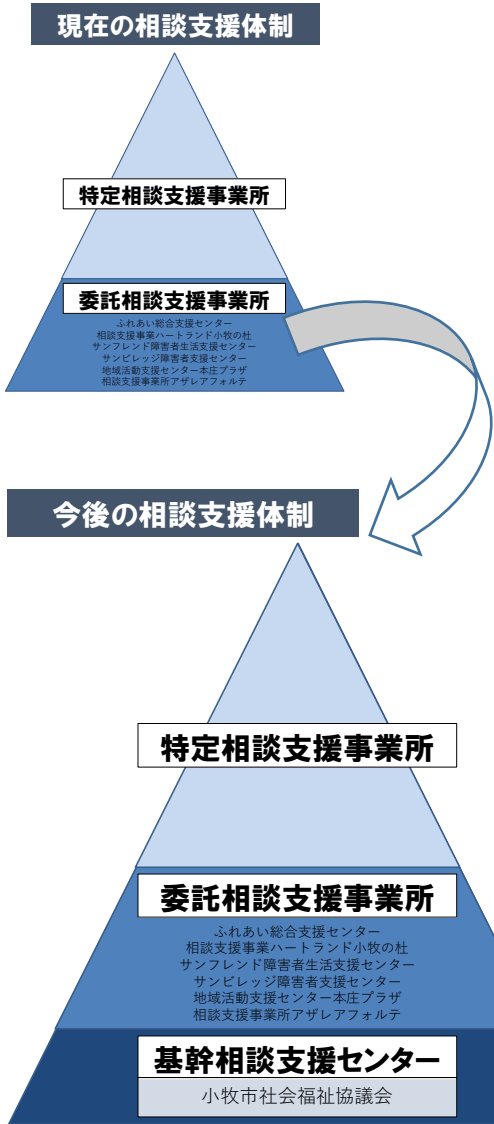


重点施策 ③ 相談支援体制の充実

基幹相談支援センターについて

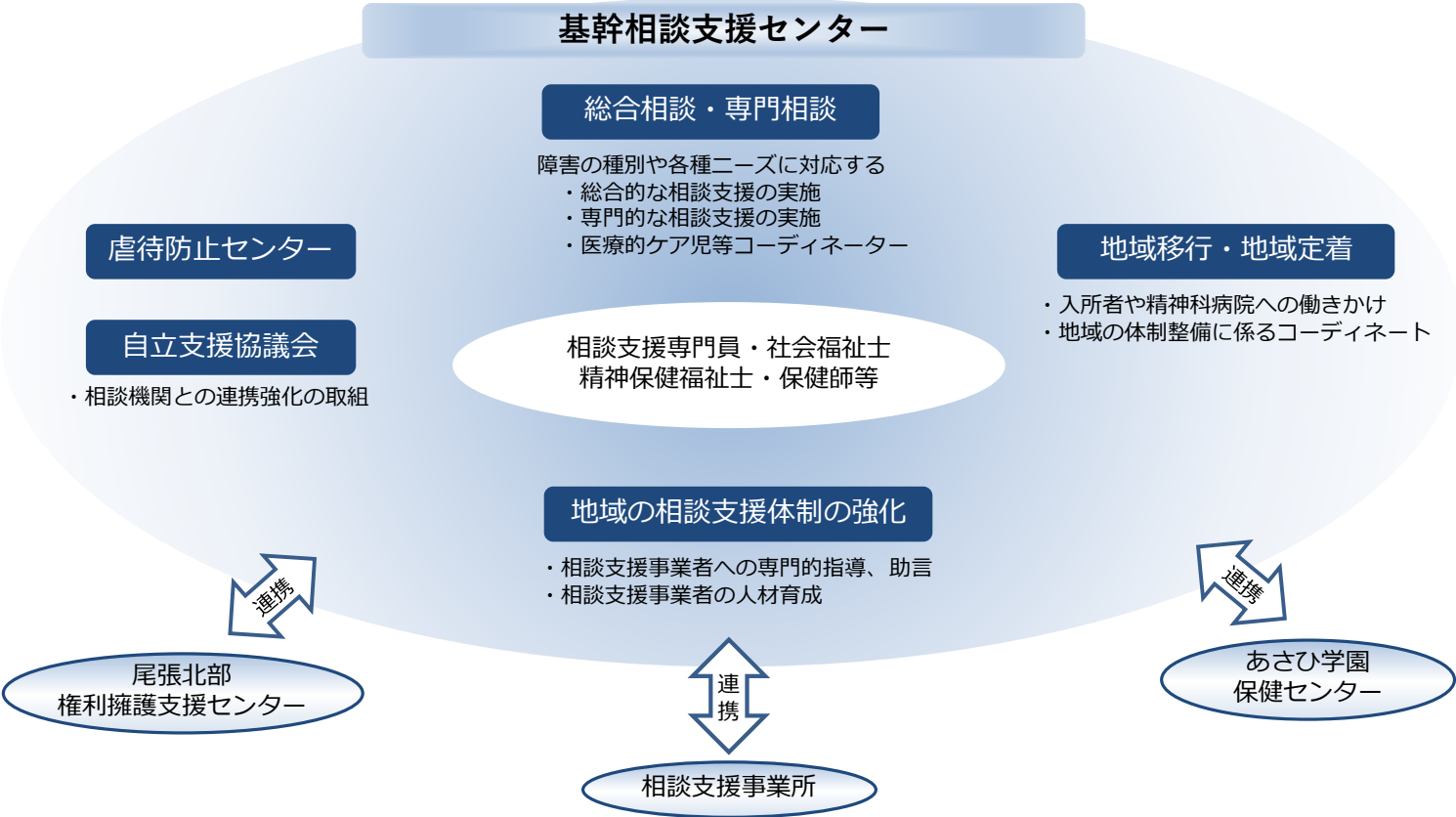
特定相談支援事業所の役割
○ サービス等利用計画の作成 ○ 継続サービス利用支援（モニタリング）
委託相談支援事業所の役割
○ 福祉サービスの利用援助 ○ 社会資源を活用するための支援 ○ 社会生活力を高めるための支援 ○ 権利擁護のために必要な援助 ○ 専門機関の紹介

基幹相談支援センターの主な役割	
① 相談支援事業所への専門的指導（ケースの振り分けなど）	④ 相談支援事業者の人材育成
② 相談支援事業所への助言、支援（困難案件、地域移行案件等の支援など）	⑤ 自立支援協議会の運営
③ 虐待防止センター	⑥ 医療的ケア児等コーディネーター





重点施策 ③ 相談支援体制の充実



委託相談支援事業所における相談件数

指 標	委 託 相 談 支 援 事 業 所 に お け る 相 談 件 数				
	年 度	H30	H31	R2	R3
	相 談 件 数	8,829件	10,501件	11,788件	13,687件

重点施策以外のトピックス ① 医療的ケア児等への支援



第3次計画の概要（抜粋）

- 地域で必要な支援を受けられるよう、また緊急時の受け入れができるよう、関係機関が協力して総合的な支援体制の構築を目指します。
- 自立支援協議会等において検討を進めるとともに、必要に応じて広域での検討を行います。

現状

- 小牧市社会福祉協議会に医療的ケア児等コーディネーター事業を委託
- ふれあい総合相談支援センターにコーディネーターを配置
- 自立支援協議会において「医療的ケア児等ネットワーク部会」を発足。

令和3年 医療的ケア児支援法が施行

医療的ケア児等 コーディネーターに ご相談ください！

医療的ケアってなに？

心身の機能に障がいがあり、呼吸や栄養摂取、排せつの際に医療機器やケアが必要な方に対し、保護者が家庭等で行うケアです。
※たんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿など
恒常的に医療的ケアが必要な児童を医療的ケア児といいます。

医療的ケア児等コーディネーターって何をする人？

医療的ケアを必要とする方（医療的ケア児等）と、保健・医療・福祉・教育・保育などの社会資源をつなぐ人です。

医療的ケアが必要な方で、生活や地域の支援で困ったことがある場合は、いつでもお気軽にご相談ください！

医療的ケア児等コーディネーターの連絡先
小牧市社会福祉協議会 ふれあい総合相談支援センター

■住所 小牧市小牧5-407 ■電話 0568-65-7050（直通）
■FAX 0568-75-2666 ■MAIL shakyo-soudan@k-net.or.jp

※ご連絡の際は「医療的ケア児等コーディネーターの件」とお伝えください。





重点施策以外のトピックス ② 障がい者活躍支援事業

第3次計画の概要（抜粋）

- 障がいのある人の創作活動や展示・発表の場の充実を図り、障がいのある人の文化芸術活動を支援します。

現状

平成30年

- 「障がい者活躍支援事業」がスタート
- 障がい福祉懇談会を実施

平成31年～

- まなび創造館にて小牧市障がい者作品展「こまきアール・ブリュット展」を開催
- 「あいちアール・ブリュット展」「ふれあいアート展」等の後援

